

雨水利用・排水再利用設備計画基準

(平成 28 年版)

平成 28 年 3 月 30 日 国営設第 216 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

雨水利用・排水再利用設備計画基準

第 1 編 総則

第 1 節 目的

この基準は、雨水利用設備及び排水再利用設備の基本計画、実施設計、施工及び維持管理に関する技術的事項を定め、貴重な水資源の合理的な利用の促進を図り、あわせて下水道等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。

第 2 節 適用範囲

(1) この基準は、官庁施設の雨水利用設備及び排水再利用設備の基本計画及び実施設計を行う場合に適用し、建築設備計画基準及び建築設備設計基準と併用するものとする。

なお、排水再利用設備に係る基準は、公共下水道処理区域内において、個別循環方式又は地区循環方式とする場合に適用するものとし、広域循環方式は除くものとする。

(2) 用語の定義は、次による。

① 雨水利用設備

建築物から集水する雨水を適切に処理し利用する設備。

② 排水再利用設備

建築物から排出される排水（以下「原水」という。）を適切に処理し再利用する設備。

③ 個別循環方式

個別の建築物からの原水を処理し、処理水を当該建築物内で循環利用する方式。

④ 地区循環方式

比較的まとまった地区の複数の建築物において、処理水を共同利用する方式。

⑤ 広域循環方式

公共下水処理場等の処理水を、比較的広域的な地区に送水して利用する方式。

第 3 節 一般事項

本基準に記載のない事項は、関係法令、地方公共団体の条例等による。

第 2 編 雨水利用設備

第 1 章 雨水利用設備の基本計画

第 1 節 基本事項

- (1) 雨水利用設備は、水資源の有効利用、下水道等への雨水の集中的な流出抑制、都市計画等の観点から導入を計画する。
- (2) 雨水利用設備の計画にあたり、与条件を確認し、環境負荷の低減、経済性等の必要項目について検討する。

第 2 節 計画

- (1) 雨水利用水の用途は、建物用途、集水量、経済性等を考慮して計画する。
- (2) 雨水利用水の水質は、用途に応じ、衛生、環境、機能等を阻害しないものとし、関係法令等に適合するものとする。
- (3) 雨水利用計画水量は、雨水利用水の水量を考慮し、定めた水量とする。
- (4) 雨水の集水場所は、原則として、屋根面とする。屋根面の雨水が、人為的に汚染される可能性がある場合は、汚染防止対策を施すものとする。

第 2 章 雨水利用設備の実施設計

雨水利用設備の設計は、与条件に基づき、雨水集水量、雑用水使用水量、雨水貯留槽容量、処理フロー、装置の構造、雨水貯留槽の満水対策、下水道等への流出抑制対策、監視及び制御、雨水集水管、上水補給方法等について検討する。

第 3 章 雨水利用設備の施工

雨水利用設備の施工は、関係法令、地方公共団体の条例等によるほか、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標準仕様書（建築）」という。）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書（機械）」という。）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準図（機械）」という。）による。

第 4 章 雨水利用設備の維持管理

雨水利用設備の維持管理は、関係法令、地方公共団体の条例等による。

第 3 編 排水再利用設備

第 1 章 排水再利用設備の基本計画

第 1 節 基本事項

- (1) 排水再利用設備は、水資源の有効利用、都市計画等の観点から導入を計画する。
- (2) 排水再利用設備の計画にあたり、与条件を確認し、環境負荷の低減、経済性等の必要項目について検討する。

第 2 節 計画

- (1) 排水再利用水の用途は、建物用途、原水の種類、経済性等を考慮して計画する。
- (2) 排水再利用設備の原水は、水質、排水量、水量の安定性、再利用先における使用水量、経済性等を総合的に考慮して計画する。
- (3) 排水再利用水の水質は、用途に応じ、衛生、環境、機能等を阻害しないものとし、関係法令等に適合するものとする。
- (4) 計画水量は、排水再利用水の使用水量を考慮して定めた原水の利用水量とする。

第 2 章 排水再利用設備の実施設計

排水再利用設備の設計は、原水の種類・水量、再利用の用途、建築物の用途・特性、経済性等を総合的に考慮して決定する。また、与条件を確認し、便所洗浄水量、用途別排水量、原水種別、処理フロー、装置構造・付帯設備、計装機器、水槽の満水対策等の項目を検討する。

第 3 章 排水再利用設備の施工

排水再利用設備の施工は、関係法令、地方公共団体の条例等によるほか、標準仕様書（建築）、標準仕様書（機械）、標準図（機械）による。

第 4 章 排水再利用設備の維持管理

排水再利用設備の維持管理は、関係法令、地方公共団体の条例等による。

第 4 編 雨水利用設備と排水再利用設備の併用

第 1 章 雨水利用設備と排水再利用設備の併用の基本計画

雨水利用設備及び排水再利用設備を併用する場合は、それぞれの特性を考慮して、設計流入水量と原水種別を決定する。

第 2 章 雨水利用設備と排水再利用設備の併用の実施設計

- (1) 雨水利用設備と排水再利用設備を併用する場合は、それぞれの特性を考慮して、設計流入水量、原水種別、処理フロー等を検討する。
- (2) 雨水利用設備と排水再利用設備を併用する場合の標準的な設計手法は、第 2 編「雨水利用設備」及び第 3 編「排水再利用設備」の当該事項による。

第 5 編 非常時対策

第 1 章 基本計画

ライフライン途絶等の非常時における、雨水利用設備の雨水または排水再利用設備の再利用水の有効利用について計画する。

第 2 章 実施設計

- (1) 耐震設計は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「建築設備設計基準」に基づき、予想される大地震動に対して適切に行う。
- (2) 雨水利用設備及び排水再利用設備の標準的な設計手法は、第 2 編「雨水利用設備」及び第 3 編「排水再利用設備」の当該事項による。
- (3) 非常時対応の雨水利用設備の処理フローは、汚水処理の可否、下水道への放流の可否等を考慮して決定する。
- (4) 非常時対応の構成は、平常時の構成に準じ、建築物の給排水設備計画と整合するよう検討する。

第 3 章 維持管理

第 2 編「雨水利用設備」及び第 3 編「排水再利用設備」の当該事項による。